

総 務 常 任 委 員 会

令和4年9月26日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9 号 令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第14号 旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第16号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について

《付託請願》

請願第 5 号 消費税減税とインボイス制度の実施中止を求める請願

出席委員（7名）

委員長 景 山 岩三郎

副委員長 島 田 恒

委員 松 木 源太郎

委員 木 内 欽 市

委員 伊 藤 房 代

委員 宮 澤 芳 雄

委員 常世田 正 樹

欠席委員（なし）

委員外出席者（4名）

副議長 林 晴 道

議員 永 井 孝 佳

議員 崎 山 華 英

議員 伊 場 哲 也

説明のため出席した者（15名）

副 市 長	飯 島 茂	秘書広報課長	椎 名 実
行政改革推進課長	榎 澤 茂	総 務 課 長	小 倉 直 志
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	山 崎 剛 成
税 務 課 長	向 後 秀 敬	市民生活課長	向 後 利 胤
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	伊 東 秀 貴
監査委員事務局長	杉 本 芳 正	その他の担当員	4名

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事務局次長	金 谷 健 二
副 主 幹	菅 晃		

開会 午前10時 0分

○委員長（景山岩三郎） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。議員の皆様には、9月定例会、決算議会で行いましたので、ひとつ本日の総務委員会、よろしくどうぞお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、永井孝佳議員、崎山華英議員、伊場哲也議員より、本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日は、林副議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 改めましておはようございます。

本日、木内議員が委員会委員として出席されるということで、景山委員長から出席の要請をいただきました。どうもありがとうございます。

委員の皆さんと関連の執行の皆さんには、この9月定例会も大変お疲れさまであります。日々、市民のためにしっかりと仕事をしていただいていることに改めて感謝を申し上げる次第でございます。

本日は、一般会計の補正予算を含む4議案ですか。それと請願1件について審議をいただくという状況になっております。ぜひ、慎重なる審議をお願いいたしまして、しっかりと市民の生活に反映させる、そういうような議会、それから議案にしていいただきたいと、そのように思っているところでございます。

簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。景山委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（飯島 茂） それでは、改めておはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審議をお願いいたします議案は、全部で4議案でございます。

内訳は、まず、予算関係が1議案で、議案第9号 令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち総務常任委員会の所管事項。

次に、条例関係が1議案で、議案第14号 旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

次に、規約の制定に関する協議についてが1議案で、議案第15号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

最後に、字の区域の変更が1議案で、議案第16号 市の区域内の字の区域及び名称の変更についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから、本委員会に付託された議案の審査を行います。

去る9月8日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第9号 令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号 旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第16号 市の区域内の字の区域及び名称の変更についての4議案であります。

初めに、議案第9号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 議案第9号につきましては、本議会において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 1点質問させていただきます。

14ページから15ページにかけての物価高騰対策臨時特別給付金事業の4億7,465万4,000円についての中の説明欄18の負担金補助及び交付金4億5,348万円の物価高騰対策臨時特別給付金の対象人数と給付方法についてお伺いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 対象人数ということですが、全世帯ということになりますので全世帯の、それと世帯員、世帯主以外の方をカウントしていきますので、人数ということになりますと全人口ということになります。

それと、給付の方法です。こちらからプッシュ型で各世帯へ郵送で申請書を送ります。その中で、前にやった1人一律10万円の口座、それを使ってもよろしいかどうかというのは、同意を取ります。それがこちらへ到着次第、順次入力をして、指定の口座へ振り込むということになります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 実施時期については、いつ頃から日にち的なものは予定されているのかお伺いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） これは、予算が通りましたらすぐに事務に入りまして、一番早い方で10月後半には給付できると考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） ありがとうございます。分かりました。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） それでは、議案の決算書の5ページからいきますか。

繰越明許費です。

ご説明があったんですけれども、コミュニティバスの1,992万6,000円の繰越明許にする理

由は、もう1回ちょっと説明してください。

次に、9ページになります。

全体の歳入です。

まず、地方交付税が89億5,353万4,000円、この金額が決まった概算の理由です。それから国庫支出金のほうも同じように33億9,600円何がしかから3億2,900万円何がしになった、これは例の繰出金だと思うんですけども、それで、次に11ページにいきますが、そこで、今伊藤委員から話があったコロナ対策の地方創生臨時交付金の問題であります。

これについては、本会議での質疑でもお話ししましたがけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、財務省のちょっとホームページがいろいろありまして、この経過を見ますと、今年の4兆円の予備費の中から少しずつ出しているわけですね。今回の旭市に来ましたところの2億9,000万円余、これのどういう計算になっているか、ちょっと聞きたいというふうに思います。これは恐らく令和4年度実施計画が5月と7月と、それから今回9月25日あたりに決まった10月と、この3回目で2回目の部分だと思うんですね。

この趣旨というのは、ご存じのようにコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分、それからもう一つは、令和4年9月9日の第4回物価・賃金・生活総合対策本部において、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援を極めて細やかに実施する地方公共団体の取組に、より重点的、効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ対策を一層強化する、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を令和4年9月に創設した。今回また出てきたわけです。

今議案になっているもののことについては、ご存じのようにトータルでもって今伊藤議員からお話があった4億5,348万円という、これは国から来る2億9,677万2,000円に一般会計を1億5,670万8,000円足してやるわけです。今話したように市民全員だと。1世帯1万円プラス構成員5,000円だということなんですけれども、これがどうして国が言っている趣旨に沿う内容になるのかということですね。ここのところをしっかりと説明していただかないと納得できないわけです。

次に、14ページですけれども、14ページでは、財産管理費のところ、繰越金を8億2,000万円を積立金、減債積立金に回し、令和3年度の繰越金を具体的にどういうふうにやろうとしているんですか。減債積立金に回す。じゃ、ほかのところで回さないで、そのうちの今お話しした1億5,600万円は国側の給付金にプラスすると。こういう考え方でもっていいのかなという疑問が私はあるんですけども、そこら辺について市の考え方をお聞かせいただき

たいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 松本源太郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、ご質問のほう、質疑に対する回答をいたします。

まず、5ページの繰越明許費のこちらがコミュニティバスで干潟ルートバスになりますが、こちらはメーカー側の都合なんですけれども、これは騒音関係の基準が新たに設定されたということで、そちらの改正がありましたので、自動車の騒音の基準がちょっと国のほうの基準が変わったということで、そちらの設計変更等がありまして時間がかかるということで、今年度は、支払いは無理だということ、完成は無理だということ、来年度への繰越しとさせていただきます。

こちらは、理由は以上でございまして、2つ目の9ページの地方交付税のこちら理由なんです、こちらは当初予算89億円でございますけれども、こちらのほうは7月に交付税のほうを確定いたしまして、予算額に対しまして留保額が出たということで、その分の今回の一般財源の財源として、留保額の一部をこの金額、5,353万4,000円を追加してございます。こちら、特別交付税は別でございます。普通交付税の分ですので、普通交付税が79億8,879万円ほどになりましたので、その関係で予算額との留保が出たというものでございます。

あとその次に、国庫支出金のほうのこちらは国庫支出金の補助金名ですか。歳入名をちょっと申し上げます。まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が2億9,000……

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成） こちらは国の交付金のほうの額が2億9,677万2,000円……

（発言する人あり）

○財政課長（山崎剛成） 順番、すみません、そうですね。

11ページ、すみません。国庫支出金の内訳、こちらにあります、11ページの14款国庫支出金、こちらがその内訳となっております。

新型コロナウイルス関係と、こちら学校施設環境改善交付金、学校保健特別対策事業費交付金のほう、同じくこちらは中学校のほうの中学校費としての学校保健特別対策事業費補助金と、こちらが国の国庫支出金の主な内訳でございます。

それと財政課のほうからは、減債基金のほうの関係ですか。こちらは実質収支額の半分を下らない額を減債基金に積み立てるということで、残りの半分は繰越金となりますので、そ

の分を今回の9月補正の一般財源として、補正の一般財源として活用していくということでございまして、物価高騰対策臨時給付事業についても、創生として必要不可欠な仕切りということで一般財源のほうを活用させていただいております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、私のほうからは、11ページになります。

国庫支出金の説明1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、この数字の根拠というお話でございました。これにつきましては、国のほうで各自治体人口であったり物価上昇率等を基礎として算定したということで、旭市のほうには来ております。

これが今回の補正、国の考えと合っているのかというお話でございました。今回の補正につきましては、国のほうでこの交付金ですが、コロナ禍において原油高騰・物価高騰に直面する生活者や事業者の支援を目的ということでありましたので、今回補正のほうには合致していると考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木源太郎委員。

○委員（松木源太郎） じゃ、再質問をさせていただきます。

まず、ちょっと気になるあれがあったんですけども、11ページのところの普通交付税89億円を見込んで今回5,353万4,000円で、プラスして89億5,353万4,000円にしてあるけれども、これはどういう計算でこうなっている。まだ令和4年度の留保資金があるじゃないの。そこら辺のところははっきりつかんでいるんじゃないの。もう国から来ているけれども、予算に出さなかったけれども、残っている金額というのはどのぐらいあるの。まずそれをちょっと教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 松木源太郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、普通交付税のほうですが、こちら89億円は、普通交付税と特別交付税の2つの合計となっております。このうち普通交付税は79億円という予算になりまして、先ほど申し上げましたが、令和4年度の普通交付税の交付見込みが決定しましたので、見込みの額が79億8,879万7,000円でございます。留保が8,879万7,000円となりまして、この留保のうちから5,353万4,000円、今回の補正の財源としてこちらから使わせていただいております。

○委員（松木源太郎） だから、もう決定が来ているんですよね。それでもって8,700万円のうち5,300万円だけこの9月補正には使ったと、そういうことね、分かりました。

次に、国の支出金、名前が長くてあれですけども地方創生臨時交付金、これについては全世帯と全人口にやるというようなところをやっているところはあるのですか。私は趣旨が違ούνじゃないかと思う。何でそういうふうにしたかということ議論された内容を教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 今般の交付金の使途としてどうなのかということですが、今回の交付金の趣旨が物価高騰、あるいは原油の高騰に対して生活者が困窮しているということとありますので、そこを考えたときに、これは全世帯が対象だろうと。あと全人口が対象だろうというふうを考えまして、今般の補正予算を出させていただきました。

それで、全人口に対してやっているところがあるかという、形は違いますが、例えば1人当たり5,000円の商品券ですとか、そういったことでやっているところはございます。あと全世帯を対象として、旭市と同じようにお金を配るというようなことをやっているところも全国にはございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 市がそういうふうにする根拠はどこにあるんですか。どういう根拠に基づいてそういうふうにしたんですか。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 根拠ですけども、それは先ほど来申し上げましたように、交付金のその性質、国から来るお金の性質が全国民といいますか、それに対する支援だと考えておりますので、別に法律的な根拠とかそういうことはございません。

ただし、国のほうへは計画を提出しまして、この給付金のほうは認められているところで

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 国が認められているかというよりも、地方自治体でもって何が必要かということをも十分議論しなければこういうのはならないと思うんですよ。もう次の第3回が

9月25日になって、10月31日を期限でもって、12月中に執行できるようにという指示が来ているわけでしょう。それでこれを考えると、10月31日ということになると、12月のときには要するに議会が開いていないからというので専決処分でもってやるつもりでしょう。

そういう安易な交付金の支払いの仕方というのは、私は大変まずいと思うんですよ。だから、一般質問で申し上げたのがいいか悪いか別にしても、どこに焦点を絞って、こういう国から来る、国は4兆円の予備費を取っているといいますから、それがどういうふうに旭市の市民に役立つかということをもっと議論してこういうものは決めなきゃいけないものだと思うんですよ。

先ほど伊藤議員のあれに最後にちょこっと言いましたけれども、いわゆる全世帯への10万円、それでデータが残っているから、今度そこところはもうすぐ手紙でもっていいですよと来ればすぐできるし、それでもってそこでそのうちの住民票、住民登録に基づいて何人いるかでもってやるんでしょうけれども、そんな安易な支給の仕方というのはまずいと私は思います。私の意見ですからこれは結構です。

次に、1億7,000万円プラスしなければならないということですよ。ということは、1万円と5,000円でもって掛けていくと4億9,000万円ぐらいになるから、それだって住民にとってはもっと使い道があるんじゃないかということが言えると思うんですよ。私はそういうことをこれでもって言っておきたいと思います。

それから、繰越金で問題ですけども、14ページの減債基金のほうに半分使って、半分のうちの何ぼかが1億7,000万円になって、残りの分は結果的にどうするんですか。どこに今予算上、この補正でもってやって、それを全部明らかにしてください。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、令和3年度の繰越金の使い方ということでございますが、こちらのほうを令和3年度の実質収支額でございますが16億3,634万3,000円、こちらでございましたが、こちらの2分の1を下らない額ということで、地方財政法に定められている金額をこちら減債基金のほうに積み立ててございまして、その半分、約こちらの金額と同じ金額になりますが、残りにつきましては、こちらは今回の9月補正に充てる財源として、こちら、12ページを見ていただければと思いますが、12ページの19款の繰越金が補正額10億3,634万2,000円、こちらが9月補正で、繰越金の今現計補正後の予算が16億3,630万1,000円、先ほどの実質収支額と同額になっておりますので、3年度の繰越し、剰余金につきましては、

こちらで全て使い切っているという、予算上ですけれども、ここで計上してあります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） だからさ、繰越額は分かったよ、繰越金のあれは。だけれども、半分を減債にやって半分はいろんな事業に使っているんだけれども、財源としてそんなに入ってきていないから、9月補正は、それから国庫支出金とか、それから先ほどの地方交付税のプラス分とか、まだ少し残しているけれども、そういうのだけれども、ただどういうふうにやりましたかという簡単な一覧表でも出してくれば、なおいいんだけれども。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） では、今回の繰越し、それでは10ページのほうをちょっとご覧いただきたいと思います。

補正予算の10ページ、こちらは先ほど申し上げましたが、繰越金の今回の補正額の10億円、こちらは10ページの中の一般財源としてございますが、こちらが今回の補正の科目ごとに今計上している金額で、10億8,987万6,000円が一般財源として計上したという、留保額をこちららは活用したということになっております、こちらの交付税の留保額も含めてですけれども。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、1点お尋ねします。

14ページ上段の説明欄1、庁舎管理費の中の需用費、光熱水費、これの直近3年間の額を教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） それでは、直近3年間の光熱水費についてご回答いたします。

令和3年度2,207万4,787円、令和2年度は2,055万6,586円、元年度になります、2,428万1,276円となります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） ありがとうございます。この中で、特別前年度の対比で大きかったものはありましたでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 光熱費ですので、電気代、ガス代、水道代が含まれているんですが、特に令和元年度、２年度と令和３年度で大きく違っているところは水道代になります。こちらは新庁舎になりましてトイレ等の水に雨水等を使っている関係がありまして、令和元年、２年は200万円前後ぐらいかかっていたものが、令和３年度は60万円で済んでいるというところなんです。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第９号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、総務課から議案第14号について説明をいたします。

お手元に配付してございます育児休業等に関する法令等の改正内容についてをご覧くださいと思います。右上に、議案第14号、総務課と表示してあるA４サイズ、４ページの資料になります。

１ページ目、上段の地方公務員の育児休業等に関する法律の改正については、本条例改正の要因となったものです。

改正内容につきましては、育児休業の取得回数について、現行は原則１回までのものを原則２回まで取得を可能とするものです。さらに加えまして、子の出生の日から57日間以内の育児休業、これはいわゆる産後パパ育休と言われるものですが、産後パパ育休の取得回数についても同様に、現行は１回までのものを２回まで取得可能とするものです。

このことに伴いまして、本条例の改正内容は、大きく３点ございます。

１点目は、育児休業の取得回数制限の緩和等に伴いまして、条例で定める特別の事情に関して規定を整備するものです。

こちら（１）は、原則２回まで育児休業を取得することが可能となったことから、育児休業等計画書により申し出た場合の再度の育児休業の取得を特別の事情の規定から削除するも

のです。

続いて、2ページをお願いいたします。

(2)は、任期を定めて採用された職員について、対象が非常勤職員に限られておりますが、常勤の任期付職員などがいることから、非常勤職員と同様の取扱いとすることを規定するものです。

続きまして、大きな2点目となりますが、産後パパ育休について、非常勤職員を対象とした取得要件の緩和であります。

子が1歳6か月に達する日までに任期が満了することが明らかではない非常勤職員ということの要件だったんですが、これを産後パパ育休期間である子の出生の日から57日間に、6か月を加えた期間を経過する日までに任期が満了することが明らかでない非常勤職員までに短縮しまして、取得要件を緩和するものです。

下の矢印の図はイメージ図でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

大きな3点目は、こちらも非常勤職員が対象となりますが、子が1歳以降の育児休業について柔軟な取得を可能とするものです。

まず、(1)ですけれども、育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月に達する日とする要件について、子が1歳以上1歳6か月未満の期間の途中で夫婦交代での取得を可能とすることや、特別の事情がある場合には、要件をさらに緩和することができるように規定するものです。

次に、(2)は、育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件につきましても、(1)の期間と同様の改正を行うものです。

最後に、4ページをお願いいたします。

(3)は、(1)の改正に併せて、子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備したものです。

なお、条例の施行期日は、同法の施行日と併せ、令和4年10月1日とするものです。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明が終わりました。

議案第14号について質疑がありましたらお願いいたします。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 2点ほど質問させていただきます。

パパ育休の実績ですが、市役所の職員の方の実績数と、あと非常勤の男性、女性の人数、また常勤の男性、女性の人数について分かりましたら教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） まず、パパ育休の人数ということでございます。

実績としましては、令和元年度以前はゼロでした。令和2年度は、対象の21人中2人ということで9.5%の取得、令和4年度は7月末現在で、5人対象者のうち2人が今検討中でございます。

それと、育休を取っている、いわゆる会計年度職員ということでよろしいでしょうか。非常勤の職員で育休を取っている方はいません。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） 今後、旭市としては、職員のパパ育休を推進していく方向なのでしょうか。実際パパ育休を結構取りたいけれども、職場の仕事の業務上迷惑をかけるからということで取りづらいという意見もとても多く聞くんですけれども、それについてどうお考えか教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） まず、先ほどの回答について、令和3年度についてちょっとお答えするのを忘れてしまったので、お答えいたします。17人の取得可能者のうち1人が取っておりますので5.9%ということになります。

それと、いわゆるパパ育休について、これから推進するつもりはということなんですが、やはりどうしても自分が休むと仕事に穴が空くとか、周りは休まずに働いているのにというような昔からの日本社会の勤勉な考えと習慣が要因だと思いますので、その辺のところをせっかく制度も柔軟に対応できることになったわけですから、子育てに対する男性の参加というのはこれから必要不可欠、これまでもそうなんですけれども、なので制度のほうを周知しまして、強制ではないんですが、なるべく取るようにしていくことは重要だと思っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

(発言する人なし)

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 議案第15号につきましては、本会議において説明したとおりでございます。加えての補足はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第15号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、議案第16号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について補足説明を申し上げます。

令和3年の第4回定例会において議決いただきました、こちらは匝瑳市と旭市の市の境界変更に伴いまして、字の区域及び名称の変更が必要となります。

本日お配りいたしました事業位置図をご覧くださいと思います。

上の図が、県営土地改良事業である春海地区土地改良事業及び豊和地区土地改良事業の位置であり、下の図が市の境界変更に伴う字の区域の変更対象箇所の図となります。

下の図の青い点線がこれまでの行政界、赤い線が新行政界でありまして、新行政界内の緑色に着色した部分は、匝瑳市から旭市へ移動した部分を表しております。本議案では、この緑色に着色した部分を議案の一覧表のとおり、匝瑳市の字から旭市の字に変更するため、提案したものでございます。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第16号について、質疑がありましたらお願いいたします。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） すみません、教えてください。どうして行政区域が変更になったのかちょっと分からないのと、あと緑色のところには、世帯というか住居はあるのでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

豊和地区、春海地区の土地改良事業に伴って区画整理がなされております。農地の集約等に伴いまして、そうしますと形を整えていった結果、市町村界をこちらに新たに設定したほうが有益であろうというような形で、土地改良事業に伴う区画整理に伴って、土地の旭市と匝瑳市での行って来いが発生したということです。当該、このみどり色の地域は当然全て農地ですので、住宅はございません。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑を終わりました。

議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより、討論を省略し、議案の採決をいたします。

議案第9号 令和4年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、前第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第10号は提案のとおり可決されました。

議案第16号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

会議の途中でありますが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事項の報告

○委員長（景山岩三郎） 所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 行政改革推進課からは、第4次旭市行政改革アクションプランの令和3年度の進捗状況についてご説明させていただきます。

恐れ入ります。お手元にございます第4次旭市行政改革アクションプラン令和3年度の進捗状況をご用意お願いいたします。

令和2年3月に策定しました本計画につきまして、推進期間2年目となります令和3年度の進捗状況の概要についてご報告いたします。この内容は、外部委員で組織する行政改革推進委員会に諮り、その後、市長を本部長とする内部組織である行政改革推進本部で決定されたものでございます。

2ページをお願いいたします。

こちらは、令和3年度の評価結果を取りまとめたものになります。

判定基準については、2ページ下段に記載してございますが、所管課で設定した年次計画や目標数値に対して、順調から実施困難の4段階で自己評価を行っております。

評価項目数は、上の表の下から2行目の合計欄にあります59項目となります。令和3年度の結果としましては、既に取り組を完了している4項目を除いた55項目中、順調40、おおむね順調14、停滞1となり、7割以上が順調という結果となりました。

3ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取組項目について記載しております。

このアクションプランは、組織力・職員力の強化、自主財源の拡大など持続可能な財政基盤の強化、公共施設の再編など長期視点に立った公共資産の活用といった3つの基本施策とした計画ですので、コロナの影響を大きく受ける項目は少ないのですが、それぞれ所管課が感染拡大防止の対策を取りつつ、工夫しながら取組を推進しました。

なお、評価につきましては、判定基準を厳しくするなど毎年見直しを行っておりますが、7月23日に開催いたしました行政改革推進委員会において、委員の皆様方から評価が適切ではないとのご意見をいただきましたので、各項目について再度見直しをかけ、内容の修正を行っております。

委員からのご意見を真摯に受け止め、今後も目標効果の達成に向けてPDCAサイクルをしっかりと回した進捗管理を行ってまいります。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

各項目の年度ごとの進捗状況になります。

表にございます矢印は、前年度の判定からの推移を表しております。

5ページ、下の表をご覧ください。

令和2年度から判定を上げた項目は上矢印、判定を下げた項目は下矢印、おおむね順調以下のまま令和3年度も推移している項目については右矢印で表し、空欄については令和3年度も順調に推移している項目となっております。

令和３年度で取組を完了とした項目はナンバー１番の新庁舎建設と機能集約、停滞とした項目はナンバー４２番の施設台帳の電子化となります。

各項目の取組内容等につきましては、６ページから２６ページに記載しております。本日は時間の関係もございますので、主な項目について説明させていただきます。

まず、６ページから１２ページまでは、組織力・職員力の強化を図るための取組となっております。

１１ページをご覧ください。

ナンバー１９番、職員の人材確保と育成になります。

令和２年度は、予定人員を確保できなかったことやコロナの影響により職員研修が計画どおり実施できず、おおむね順調としておりました。令和３年度は、内定者のフォローアップを行い予定どおりの人数を確保できたことや、研修についても感染防止策を講じ、計画どおり実施できたことから、順調としています。

また、コロナの影響により未開催だった受験希望者への採用説明会を令和３年度はオンラインで開催するなど、コロナ禍でも取組を推進することができました。

今後も多種多様な人材が受験できるよう、年齢要件の緩和などの検討を行うとともに、応募者が少なく採用が難しい技術職などの市独自の採用試験の実施について、引き続き検討していくとしております。

１３ページから１６ページにつきましては、徴収対策室で債権管理している１３の債権の徴収対策の取組状況となっております。

１３ページをご覧ください。

財源確保と公平性の観点から、収納率の向上と収入未済額の減少を図るため、督促状の送付、自動音声システムによる電話催告や差押えの実施などの取組を進めております。

また、市税、国保税につきましては、令和４年２月からスマートフォン決済アプリからの納付が可能となり、納付手段の多様化と納税者の利便性の向上を図りました。

１７ページ、１８ページをご覧ください。

推進期間中の徴収対策の目標数値と令和３年度の実績をまとめた表となっております。

現年分は収納率、滞納繰越分は収入未済額で達成度を測り、対目標差がプラスの場合に目標達成としています。１３債権中、現年分、滞納繰越分ともに、目標を達成した債権は７債権となりました。

今後も、債権所管課と徴収対策室とのより一層の連携を図りながら、取組を進めてまいり

ます。

22ページのナンバー37番から26ページまでは、公共施設の再編など公共資産の有効活用を推進するための取組となります。

22ページをご覧ください。

ナンバー37番、公共施設等総合管理計画の推進になります。

平成28年度に策定いたしました公共施設等総合管理計画の実施計画となる個別施設計画を令和3年3月に策定いたしました。

令和3年度は、公共施設等総合管理計画の改定版を策定予定でしたが、データの取りまとめや調整に時間を要し、策定が遅れたため、おおむね順調としています。

なお、改定版につきましては、今年度6月に策定を完了しています。将来にわたって公共施設等を適切に維持管理していくため、長期的な展望を持ち、再編を進めてまいります。

23ページをお願いいたします。

施設再編の取組として、ナンバー40番、保育所の再編、次のページ、24ページ、ナンバー41番、学校の再編になります。

ともに平成28年度に設置しました在り方検討委員会からの提言書等を踏まえ、再編に向けた取組を進めてまいりました。

保育所につきましては、令和4年3月に旭市立保育所再編計画を策定いたしました。アクションプランの年次計画どおり進められたことから、順調としています。

ナンバー41番、学校の再編につきましては、令和3年3月に旭市学校再編基本方針を策定し、ホームページや広報紙により周知を図りました。

また、旭市PTA連絡協議会、校長会などに再編の進め方について説明などを行いました。保護者や地域住民への説明会がコロナの影響により開催できなかったことから、おおむね順調としています。

保育所、学校ともに、令和4年度は地域住民や保護者向けの説明会を実施し、再編への理解が得られるよう努めていくとしています。

同じく24ページ、ナンバー42番、施設台帳の電子化になります。

システム化に向けたデータの精査、整備を進めながら、システムの選定について検討してきましたが、導入にはまだ時間を要するとして、令和2年度に引き続き停滞としています。令和3年度のシステム導入を目標としていましたが、令和6年度に計画を変更し、取り組んでまいります。

続きまして、27ページをお願いいたします。

こちらは、令和3年度の歳入の確保と経費節減・合理化の取組による効果額とその内訳となります。令和3年度の効果額は2億1,453万円と算出しました。

内訳につきましては、表のとおりとなりますが、主なものとして、①安定した歳入の確保では、市債権の収入未済額の縮減により5,600万円、その下の表、②経費の節減・合理化では、施設廃止による維持管理費の削減などにより2,248万円の効果額となりました。

以上、項目を絞って説明させていただきました。

今後も市の将来を見据えた効果的な行政改革を職員一丸となって推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 1点お伺いいたします。

ページ数は6ページになります。

ナンバー2のマイナンバーカードの活用についてでございますが、令和3年度は交付枚数が7,785枚ということで、現在マイナンバーカードの普及率について、もし分かりましたら最近の何か月か分を教えてくださいなと思います。それとパーセント、何パーセントかということ。

○委員長（景山岩三郎） 伊藤房代委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤） 令和4年8月末現在でよろしいでしょうか。すみません、恐れ入ります。こちら、申請の件数でございますが、2万6,652件に申請件数になってございます。

人口につきましては、これは基準の人口が令和4年1月1日現在の人口を使います。そちらが6万4,009人ということになっています。人口に対します申請件数率でございますが、そちらは41.64%ということになっております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 9ページのところです。

上下水道課のところの料金システム、その他についてなんですけれども、ちょうど私、インボイスというところで検索したならば、検討中のこれが出てきたんですよ。それでそれを見て、かなり詳しくいろんなことをやっているんだと思ったんですけども、この中でもって、来年10月からのインボイスでもっていろいろ書いてありますけれども、上下水道と、それから農業集落排水事業を1本にまとめるということで、先日通知も来たんですけども、大変複雑で、あれが全体的に住民に行った場合にどうなるのかという、すごく心配しているんですけども、実際にはどうなんですか。そのことをちょっと教えてください。もう通知は各受給者にこの間届きましたね。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） 松木委員のほうからご質問いただきました。ちょっと担当課のほうもおらず、内容のほうもちょっと行革のほう、財政のほうを聞いていないもので、後でちょっと回答のほうをさせていただきます。よろしくどうぞお願いをいたします。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 分かりましたが、そういう準備をしているということがこれで分かったんで、企業会計は3つともここに集中していますし、特別会計でもないと思うんですけども、インボイスの問題というのは一般会計も関わりますから大変なので、ぜひ努力していただきたいと思います。

それで、ちょっとこれを見て私びっくりしたんですけども、下水道加入金の問題についてまだ残っているようなんですけれども、これはどういう状況なんですか、今。簡単に分かりませんか。

○委員長（景山岩三郎） 副市長。

○副市長（飯島 茂） やはりちょっと私もしっかり確認したわけじゃありませんが、あくまでも農地等留保している土地の部分だと思っております。申し訳ありません。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 事情はよく分かります。これは今後どうしようとしているんですか。これでもってこの項目の中に、アクションプランの中に入ってきているということは、将来どうしようと考えているからなんですか。ちょっとそこだけ聞いておきたいと思い

ます。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 担当課のほうとしましては、やはり未納という形になっておりますので、粘り強く地権者の方と交渉して納めていただくように進めていくという方針だと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

島田委員。

○委員（島田 恒） 24ページのナンバー42、施設台帳の電子化についてちょっとお伺いしたいんですけども、ここで判定というか、停滞ということなんですけれども、課題については、単独導入システムを考えればなかなか今難しいんだよというお答え内容なんですけれども、ということは逆に言えば、施設台帳の電子化については、単独システムではなかなか難しいので、今後令和6年に向けて、何か国ですとかそういうものの共通システムの上に乗っけていくのか。あるいは、あくまでも単独で開発しながらやっていくのか。これはそういう意味なんでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） すみません。単独導入ということなんですけれども、市役所の中では、様々なシステム、例えば固定資産の関係、土地の関係、それからJ I Sですとか、そういったもののシステムを運用しております。

いわゆる国からそんなに補助金をもらって国の何かシステムに乗るとかということではなくて、あくまでも市の導入しているシステムとうまくやはり連携させていかないと、この施設台帳というのがちょっと有効活用できないのかなというところで、現在それらとうまく整合が取れたシステムが導入できないかというところで検討しているところでございます。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員。

○委員（島田 恒） ありがとうございます。いわゆる税金なんかの基幹システムというか、国なんかと連携していくものは統一し、フォーマットが一緒のものがこれは効率がいいし、単独で開発する意味もないんですけども、このようなものについては、今お伺いしたかったのは、例えばこの辺の地域、例えば東総地域なんかは同じような地域の特徴があるというん

ですか。そういうところで地域によって、地域の中で統一システムというか、同じようなシステムの中に数字だけ違うわけですから、そういうフォーマットであればもっと開発費用だって少なくなるんだろうなと、そういう検討はなされているんですか。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） この施設台帳に限って言うと、そういった広域での検討というのはしておりませんが、市の基幹システムである住民票であるとか税であるとか、そういったもののシステムについては、やはり広域で考えるべきではないかというご意見は数年前からいただいている状況がございます。

ただ、具体的に、それで例えば東部の4市で合同で何か検討しようとか、そういったところというのはまだ現状では動いていないような状況かと思います。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員。

○委員（島田 恒） 承知しました。こういうシステム開発というのは、物すごく大きな金額がありますので、やっぱり1つよりも3つ、3つよりも4つということになりますので、令和6年というまだまだ先、じっくり考えるということなんでしょうけれども、ぜひ検討していただければなと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 11ページの職員の人材確保と育成について質疑させていただきます。

内定辞退が相次いだということなんですけれども、辞退が相次いだ理由と、あと広報、ホームページ、フェイスブック等で周知を行ったとあるんですけれども、ほかの自治体と比べますとツイッターでのアプローチが旭市はすごい弱いと思うんですけれども、その点について教えてください。

あとすみません。もう1点、18ページに関することなんですけれども、市営住宅家賃など、学校給食費などを滞納されているご家庭があるようなんですけれども、督促状だったりということで、催促して減っているというのはすごい喜ばしいことだと思うんですけれども、本当に生活困窮で困っている方に各種支援の提供をしたり、あと払わない人の中にどれぐらい生活に余裕があるけれども払わないという方もいらっしゃると思うんですけれども、もしその割合が分かれば教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） まず、内定辞退の理由ということですが、これは調べてはございません。ご本人のほうから辞退したいということが来て、そのまま辞退ということで、昔からよく言われるのは、他の自治体も受けていて、そちらにも受かったからそっちへ行くとか、そういったことは今もあるのかなとは思いますが、それとあとツイッターでの発信ということですが、市では、ツイッターで防災の関係とコロナの関係の情報のみを流しております。採用の情報につきましては、フェイスブックで対応しているところでございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 18ページの市営住宅家賃あるいは学校給食費の滞納者ということで、いわゆる払えるのに払わないというような人というのは、調査している中ではないと。そういう方については、当然支払いをプッシュしていますので、お支払いしていただくようお願いしていますので、本当にやはり生活困窮や、実態を調べた中で生活困窮しているというところであれば、その辺は事情を考慮して対応するというふうな措置を取っております。

○委員長（景山岩三郎） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） 職員採用試験などについて、フェイスブックのほうでとおっしゃったんですけれども、フェイスブックは私も活用しているんですけれども、やはりほかの自治体と比べましてもアプローチ力が弱いというのはすごい実感していますので、さらなる力をちょっと入れていただけたらと思います。回答は結構です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（景山岩三郎） 次に、請願の審査を行います。

関係課以外は退室をして下さい。

しばらく休憩いたします。

委員の皆さんは、そのまま自席でお待ち下さい。

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午前 11 時 33 分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 9 月 8 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第 5 号 消費税減税とインボイス制度の実施中止を求める請願の 1 件であります。

それでは、請願第 5 号について、審査に入ります。

紹介議員であります松本源太郎議員より説明をお願いいたします。

松本源太郎議員。

○紹介議員（松本源太郎） 請願受理番号 5、消費税減税とインボイス制度の実施中止を求める請願。

請願者は、八街市八街の農民運動千葉県連合会の会長越川洋一であります。この方は、横芝、今は光町ですけれども、今は横芝光町の在住の方で、私と一緒に共産党の議員をやっていたことがある方で、今は農民運動の会長さんをやっています。

請願の趣旨を読み上げて、その後、少しご説明させていただきます。

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、2023年10月から始まるインボイス制度（適格請求書等保存方式）は、コロナ禍と物価高騰に苦しむ中小業者、農家で多数を占める免税事業者に、新たな税負担を迫る増税策にほかなりません。

免税業者は、課税業者にならないとインボイス発行業者になれません。インボイスを発行できない免税業者との取引は仕入控除できないため、免税業者は取引から排除されることになります。免税点制度を実質的に廃止するものです。

コロナ禍と物価高騰で地域経済が疲弊する下で、中小業者、農民の経営危機が深まり、多くの中小事業者団体や税理士団体が「凍結」「延期」「見直し」を表明し、懸念の声を上げています。

複雑なインボイス発行で事務負担が増え、帳簿方式からインボイス方式になることで、消

費税負担が増えることが懸念されます。

税・社会保障の負担が増える中で、多くの中小業者、農家が消費税10%への増税に苦しんでいます。中小業者・農家が暮らしと営業を継続し、地域経済を守るために、下記の請願事項を要請いたします。

1、消費税は5%に減税すること。

2、消費税のインボイス制度は実施を中止すること。

以上です。

そして、委員の皆さん方にちょっとお配りしたのは、これは今回の請願で直接関係ないんですが、私が一般質問でもって地方公共団体がインボイス制度になると大変な負担が増えるということを申し上げまして、旭市においても今検討を進めているところだそうです。

今日の中にも、上下水道課では来年10月のインボイス対応を検討し始めているようですが、この消費税に関わるインボイス制度というのは、これは私が一般質問で言いましたシルバー人材センターを例に取った例であります。これは、インターネットを探していたら鳥取県の岩美町というところで大変いい、分かりやすい案内があったのもってご紹介したいと思います。

これは結局ここに書いてあるように、シルバー人材センター事業を請け負っている方は個人事業主ということになって、売上げが年間1,000万円以上なんていう方はいらっしゃるわけなんです。みんな今は免税業者扱いなんです。ところがもう一面では、最低賃金法が課せられる方であります。ですから、この方たちに、インボイス制度が始まって、あなたたち勝手にやりなさいということになると大変なことになってしまうので、結局この下のほうに書いてあるように、行政がここで増える分に相当する消費税納税額、真ん中の2段目ですけれども、この金額を行政がある程度負担をしてあげないと事業が成り立たないというふうに来年からなってしまう。こういう説明ですので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

あと質問がありましたら、私のほうでもってお受けしたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木源太郎議員の説明は終わりました。

続いて、執行部より参考意見がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 座ったまま失礼いたします。

それでは、消費税減税とインボイス制度の実施中止を求める請願について参考意見を申し

上げます。

令和5年10月から、適格請求書保存方式、いわゆるインボイス制度が開始されます。本制度は、課税取引における消費税額を正確に把握することを目的に、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、平成28年度税制改正における軽減税率制度の創設に併せて導入が決定されたものです。

適格請求書を用いることで、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝え、適切な仕入税額控除の適用を受けるための手段として有用とされております。

現在、課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除となる免税事業者とされておりますが、本制度の開始に当たりましては、引き続き免税事業者となるか、あるいは課税事業者となった上で適格請求書発行事業者としての登録を受け、適格請求書を発行するかの選択をすることになります。

免税事業者が適格請求書発行事業者となった場合の事務負担の増加や、引き続き免税事業者となった場合、適格請求書を発行できないことにより取引先から不当な扱いを受けることへの懸念などにつきましては、国会でも議論が交わされているところと認識しております。

本市といたしましては、本制度の開始に向けた国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、本請願に対する参考意見とさせていただきます。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございました。

ここで、執行部は退席をしてください。

大変ご苦労さまでございました。

しばらく休憩いたします。

委員の皆さんは、そのまま自席でお待ち下さい。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時42分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第5号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

ご意見ございませんか。

(発言する人なし)

○委員長（景山岩三郎） 請願の審査は途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第5号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 私は、野菜を栽培、販売している農家です。農家というちょっと視点から松木さんにご意見をさせていただきたいんですけども、農協出しでやっている農家さんは委託販売なので、インボイス制度が導入された後も引き続き大丈夫だと思うんですけども、私の場合、農協出しは一切しておりません。個人取引先、あとホテル、結婚式場というところで、個人取引先のレストランのほうは個人事業主なので、インボイスがあらうとなかろうとということで、ご回答を現状ではいただいています。

問題なのが大手のホテル、結婚式場も何社かと取引あるんですけども、その経理担当の方と、もしそうなったらどうするということで話したところ、その分割り引きしますでいいですよということで……

(発言する人あり)

○委員（常世田正樹） そうなんです。多分言えるのは、それまでの取引の年数ですかね。新規開拓のときに果たしてそこを、本当にあなたのところの野菜が欲しいんだよとなったときに、インボイスがないから、じゃ駄目だねというのはならないねというところが取引先の意見でしたね。そういったところで、農家としてちょっとご意見させていただきました。

○委員長（景山岩三郎） 松木議員。

○紹介議員（松木源太郎） 常世田議員も苦労すると思うんですよ。今日はシルバー人材センターのやつで出したけれども、これと同じことが起こるんですよ。要するに常世田議員が売ったものに入っていた消費税と、それから自分のところでもって出す消費税と、つまりその方が1,000万円以下でもって免税業者のままでいる方は今までどおりでもっていいかもしれないけれども、いわゆる業者として入って取引している場合には、常世田議員からもらっ

た、買ったときの消費税、プラス自分が払う消費税と二重の支払いを結局計上しなきゃいけないんですね、インボイスのない取引ですから。その分だけ覚悟すればいいわけですよ。

それで本当に経済が成り立つかといったら、俺は無理だと思うんですよ。そういう矛盾を抱えているものです。何でこんなことが起こっちゃったのかといったら、やっぱり10%と8%という二重のあれがあって、ところがヨーロッパは、20、18、15、5と、食料品なんかは5%とか、イギリスは食料品ゼロ%です。そういうところではこれがないといけないんですね。ですから5%に戻すのとセットにした請願になっています。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） ただ、旭市の農業で見ますと、私のような農家というのはやはり異色で、だいたいほぼ9割5分、島田議員もいらっしゃいますけれども、農協売りでやっている農家さんが多いので、ちょっと旭市という枠で考えますとインボイスのほうはどうかなというところが私の率直な意見です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

島田委員。

○委員（島田 恒） インボイス制度の是非ということではなくて、やっぱり移行するまで来年1年間で、恐らくその後に3年、3年の6年ぐらいの要するに経過措置のようなものがあると思うんですけれども、いずれにしても免税業者というのは、少し事務的には大変だろうなと思うんですね。

今、常世田委員もありましたように、農協の場合には全量委託方式といって、全部任せられて売りますから特例があると。あるいは市場なんかは市場法で、それは特例になるということがある。大多数の人はそうなんですけれども、例えば道の駅なんかに出荷している人はどうなんだということもあるので、私が申し上げたいのは、そういう免税業者に当たる小規模の農家に対するこういう納税、納税制度は国の制度ですから、そういうものについては、これはもう執行部のほうにお願いしたいんですけれども、そういう移行に当たっては、しっかりと周知とか、あるいは指導をしっかりとしないと、相当混乱するだろうなと。特例期間はあるにせよ、そういうことは思いますので、私の意見ということで言わせていただきました。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、請願第5号の審査を終わります。

松木議員は、委員席にお戻りください。

請願の採決

○委員長（景山岩三郎） 次に、討論を省略して採決をいたします。

請願第5号 消費税減税とインボイス制度の実施中止を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 賛成少数。

よって、請願第5号は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（景山岩三郎） 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

閉会 午前11時52分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 景 山 岩三郎